

館林市外五町地域生活支援拠点



地域生活支援拠点とは？

障がいのあるかたの「重度化」「高齢化」「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域全体で支えていく仕組みのことです。

※障がいの表記について

本パンフレットでは、「障がい」と表記します。ただし、固有名詞の場合や法令等で使用されている場合は「障害」と表記します。

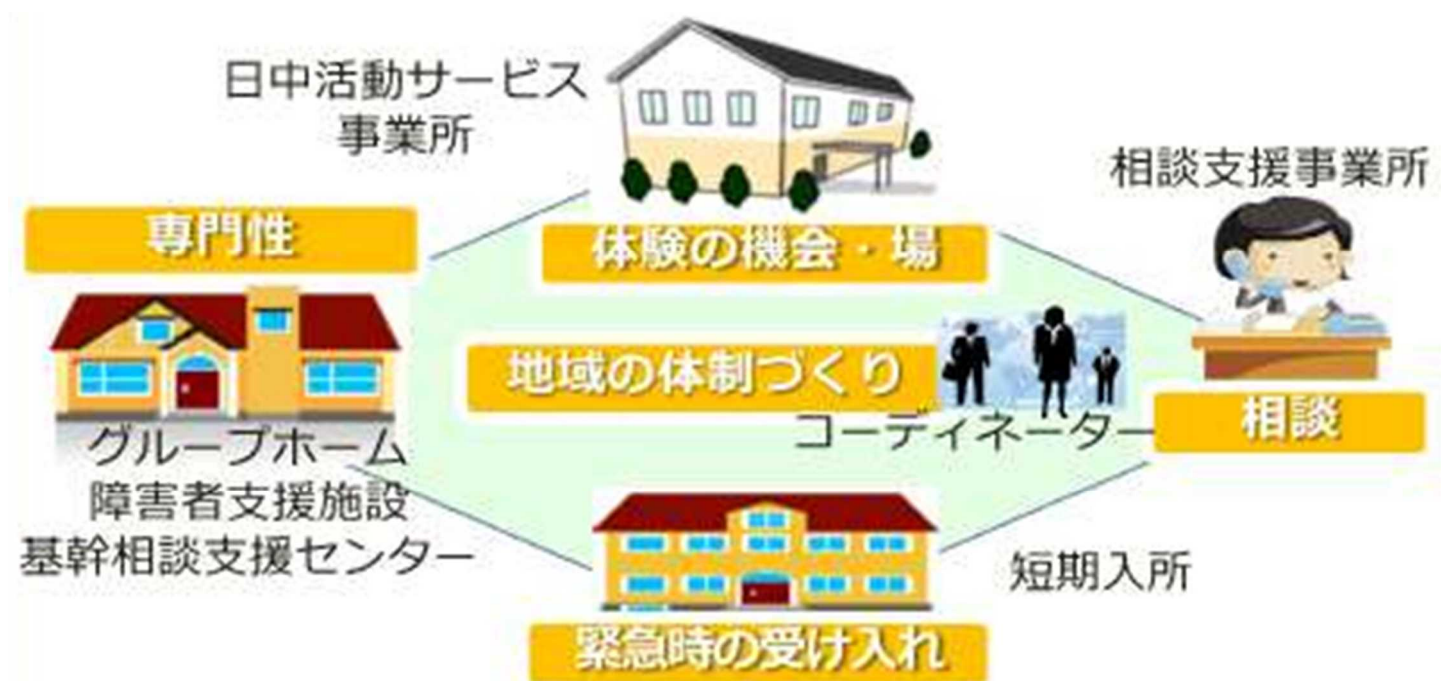
館林市外五町地域生活支援拠点とは

館林邑楽圏域(館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町)では、障害福祉サービス事業所や市役所・町役場などの関係機関が協力して、地域生活支援拠点に求められる5つの機能(①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を分担しながら整備を進めています。(面的整備型)

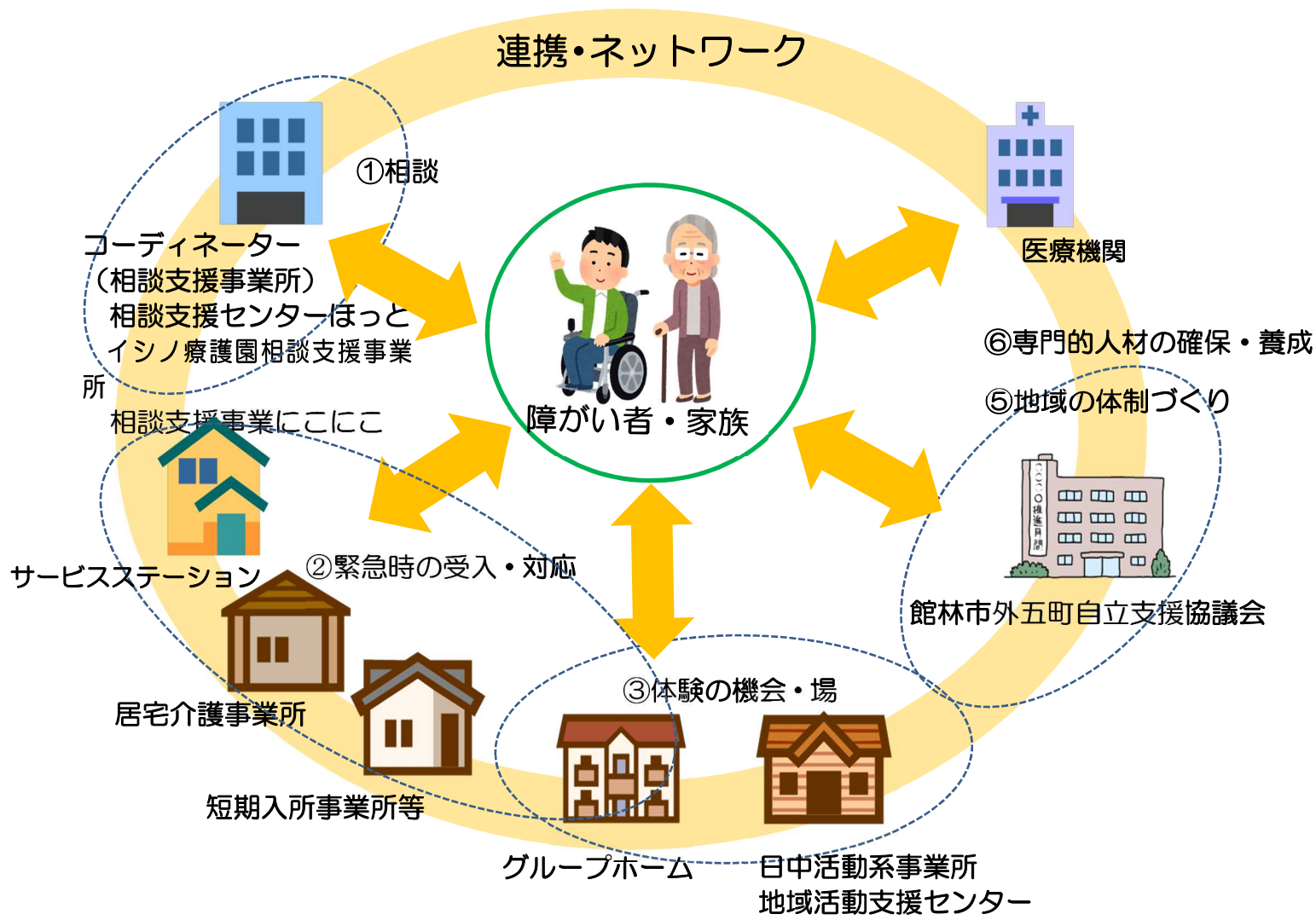
本圏域では「①相談」、「②緊急時の受入・対応」、「⑤地域の体制づくり」について優先的に整備を行い、令和4年4月1日よりスタートする予定です。

そのほかの機能である「③体験・機会の場」、「④専門的人材の確保・養成」についても順次整備を進め、よりよい地域生活支援拠点を目指していきます。

～国が示す整備方法のイメージ(面的整備型)～



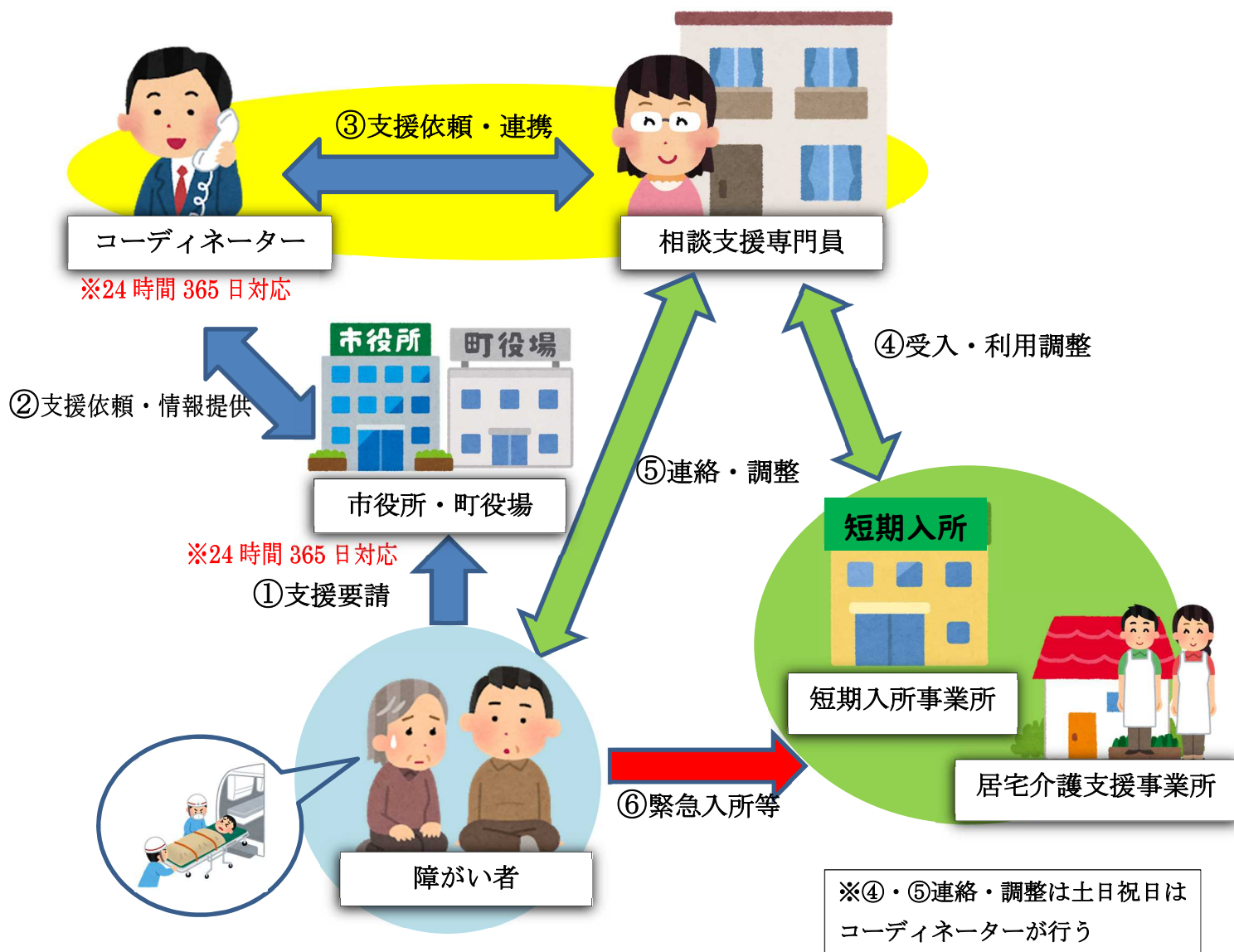
館林市外五町地域生活支援拠点の関係図



地域生活支援拠点に求められる5つの機能

機能	機能の内容
①相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
②緊急時の受入・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する事業
④専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の育成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
⑤地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

緊急時の受入・対応のながれ



在宅で生活する障がいのあるかたを介護するご家族が、急な病気やケガ等による入院・死亡などやむを得ない理由により、障がいのあるかたを介護できない状態になり、ほかに介護できる人（非同居の家族等）が誰もいないとき、障がいのあるかたが自宅で取り残されることを防ぐために、短期入所施設等での緊急受入支援およびそれに必要なコーディネーター等との連絡調整などを「24時間対応」で行います。

コーディネーターとは？

「もしも」の緊急時に必要に応じて関係機関と連絡・調整を行う、相談窓口です。

館林市外五町では、3つの一般相談支援事業所（イシノ療護園相談支援事業所・館林邑楽相談支援センターほっと・館林市相談支援事業にここ）にコーディネーター業務を委託します。

事前登録について

緊急時に障がいのあるかたが取り残されるリスクが高い世帯のかたには、事前の登録申請をお願いしております。申請は、お住まいの市役所・町役場の障がい福祉担当課で受け付けています。

詳しくは、ご利用の障害福祉サービス事業所や担当の相談支援専門員、お住まいの市役所・町役場へお問い合わせください。



※リスクが高いと思われる世帯とは障がいのあるかたが、

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
- (2) 診断書による認定で障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できるかた
- (3) 指定難病など障害者総合支援法の対象疾病にり患しているかた
- (4) 発達障がいのあるかた

のいずれかに該当し、同居の家族が高齢等の理由で障がいのあるかたを介護できない状態になりやすく、同居の家族以外に介護できる人がいない世帯を想定しています。

地域生活支援拠点 Q&A

Q1. 地域生活支援拠点とは何ですか？

A. 障がいのあるかたの「高齢化」「重度化」「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域全体で支えていく仕組みです。館林邑楽圏域全体で整備していきます。地域生活支援拠点の 5 つの機能のうち、①相談、②緊急時の受入・対応、⑤地域の体制づくりについて、令和 4 年 4 月スタートを予定しています。それ以外の③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成についても、順次整備を進め、地域にあった拠点を目指していきます。

Q2. 地域生活支援拠点の対象となるかたは？

A. 館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町に居住する障がいのあるかたです。

Q3. 緊急時の受入機能とはどのようなものですか？

A. 主な介護者のかたが事故や急病などの理由によって不在となり、残された障がいのあるかたがひとりで生活を維持できない場合に、短期入所施設等で緊急の受入支援を行うものです。

Q4. 「緊急時の受け入れ」に伴う事前登録制とは？

A. 緊急時に障がいのあるかたが取り残されるリスクが高い世帯のかたには、事前登録をお願いしております。申請はお住まいの市役所・町役場の障がい福祉担当課で受け付けています。

※事前登録を行なっていなくても、緊急時の受入支援の利用はできますが、受入施設等でご本人を安全かつ円滑に支援させていただくために、リスクの高いかたは登録をお願いします。申請時にはアレルギー、服薬、食事・排泄・入浴などの自立度のほか、本人の障がい特性をお聞きします。

Q5. 障害者手帳がない場合や障害福祉サービスを利用したことがなくても事前登録はできますか？

A. 原則として、事前登録には障害者手帳やその他障がい状態を証明するものが必要となります。各種支援制度が受けやすくなったり、障害福祉サービスの利用もできますので障害者手帳の取得をご案内しております。

Q6. 緊急時の受け入れを利用した際にお金はかかりますか？

A. 基本的には緊急時の受け入れに費用はかかりませんが、その後に施設への入所やグループホームへの入居となる場合は、食費・光熱水費等の費用がかかります。

Q7. 葬式や旅行など家族都合による受入支援の利用はできますか？

A. 地域生活支援拠点における緊急時の受入支援は、主な介護者が事故や急病などで不在となり、家族や親戚など、だれも支援できるかたがいない場合に限ります。家族都合の場合は、緊急には当てはまらないため、障害福祉サービスの短期入所事業やサービスステーション事業をご利用ください。（サービスステーション事業とは、障がいのあるかたの介護者が一時的に介護することが困難になった場合に、介護を依頼できるサービスです。）

Q8.「緊急時の受け入れ」以外にどんなサービスがありますか？

A. 地域生活支援拠点には、以下の5つの機能があります。

今後も地域の関係機関が連携・協力し、機能の充実を図っていきます。

①相談

コーディネーターを配置し、常時の連絡体制確保や緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

②緊急時の受入・対応

短期入所事業を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのあるかたの状態変化等の緊急時の受け入れやその他必要な対応を行います。

③体験の機会・場

親元からの自立のため、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要なかたや行動障がいのあるかた、高齢化に伴い重度化した障がいのあるかたに対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行います。

⑤地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

問い合わせ先

市町名	担当課	所在地	電話番号
館林市	社会福祉課 障がい福祉係	館林市城町 1－1	0276-47-5128
板倉町	福祉課 社会福祉係	板倉町板倉 2682-1	0276-82-6133
明和町	介護福祉課 福祉係	明和町新里 250-1	0276-84-3111
千代田町	住民福祉課 福祉係	千代田町赤岩 2119-5 総合保健福祉センター内	0276-86-7000
大泉町	福祉課 障害福祉係	大泉町吉田 2465 保健福祉総合センター内	0276-62-2121
邑楽町	健康福祉課 障害福祉係	邑楽町中野 2570-1	0276-47-5024

発行年月：令和 4 年 1 月

発行：館林市外五町自立支援協議会